

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和3年2月19日（金）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債に係る同意等（二次協議分等）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課
山中地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

(地方債の協議等)

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

(地方債の協議の相手方等)

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和2年度地方債同意等額（二次協議分等）について

1. 同意等額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等に基づき、同意等額を通知。

(単位：億円)

	既通知等額 (1次・臨時・ 個別協議分 +届出) (A)	今回 通知額 (B)	今回通知額					合計 (A+B)	地方債 計画額
			当初 予算分	補正予 算1号	補正予 算2号	予備費 (7月)	予備費 (9月)		
通常 収支分	(151) 118,832	(13.3) 22,725	(13) 22,269	142	39	(0.3) 184	90	(164) 141,557	(250) 149,934
東日本 大震災 分	(-) 88	(0.01) 7	(0.01) 7	-	-	-	-	(-) 95	(2) 24
総計	(151) 118,921	(13.31) 22,732	(13.01) 22,267	142	39	(0.3) 184	90	(164.31) 141,652	(252) 149,958

※ () 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。

- 今回、同意等額を通知する主な事業債
減収補填債 (5,543 億円)、行政改革推進債 (1,617 億円)、
災害復旧事業債 (1,539 億円)、公共事業等債 (1,402 億円)

2. 同意予定通知日

2月26日(金)

○ 地方債同意等額について(令和2年度2次協議・補正1号・補正2号・予備費(7月31日閣議決定分)・予備費(9月15日閣議決定分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (2次協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	62,063	25,764	38,404	12,776	76,944	▲14,881	124.0%
公共事業等	16,195	6,908	9,862	1,402	18,172	▲1,977	112.2%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	4,778	1,507	2,079	356	3,943	835	82.5%
公営住宅建設事業	1,110	1,126	834	163	2,123	▲1,013	191.2%
災害復旧事業	3,491	23	995	1,539	2,557	934	73.2%
教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,800	4,409	1,157	7,366	▲4,039	221.4%
学校教育施設等	1,223	807	1,818	771	3,396	▲2,173	277.7%
社会福祉施設	373	253	315	51	620	▲247	166.2%
一般廃棄物処理	639	259	1,711	194	2,164	▲1,525	338.6%
一般補助施設等	552	230	386	115	730	▲178	132.3%
施設(一般財源化分)	540	251	179	26	456	84	84.4%
一般単独事業	26,807	13,995	16,134	4,470	34,599	▲7,792	129.1%
一般	2,605	6,077	2,865	599	9,541	▲6,936	366.3%
地域活性化	690	405	475	97	977	▲287	141.6%
防災対策	871	195	385	92	672	199	77.2%
地方道路等	3,221	3,476	1,315	418	5,209	▲1,988	161.7%
旧合併特例	6,200	676	3,336	734	4,745	1,455	76.5%
緊急防災・減災	5,000	1,021	3,721	696	5,438	▲438	108.8%
公共施設等適正管理	4,320	1,235	2,662	915	4,812	▲492	111.4%
緊急自然災害防止対策	3,000	700	1,194	803	2,697	303	89.9%
緊急浚渫推進事業	900	210	182	115	507	393	56.3%
辺地及び過疎対策事業	5,210	4	3,985	1,353	5,343	▲133	102.5%
辺地対策	510	—	411	119	530	▲20	103.9%
過疎対策	4,700	4	3,574	1,235	4,813	▲113	102.4%
公共用地先行取得等事業	345	400	106	52	558	▲213	161.9%
行政改革推進	700	—	—	1,617	1,617	▲917	231.1%
調整	100	—	—	666	666	▲566	665.9%
公営企業債	28,114	2,825	20,748	1,450	25,022	3,092	89.0%
水道事業	6,479	325	4,940	81	5,346	1,133	82.5%
工業用水道事業	338	—	324	0	324	14	95.8%
交通事業	2,198	578	1,177	560	2,315	▲117	105.3%
電気事業・ガス事業	260	—	228	0	229	31	88.1%
港湾整備事業	555	92	418	24	534	21	96.3%
病院事業・介護サービス事業	4,010	313	3,022	346	3,681	329	91.8%
市場事業・と畜場事業	407	50	125	37	213	194	52.2%
地域開発事業	708	182	357	117	656	52	92.6%
下水道事業	13,048	1,274	10,094	250	11,617	1,431	89.0%
観光その他事業	111	12	61	34	107	4	96.7%
臨時財政対策債	31,398	9,188	20,877	1,273	31,338	60	99.8%
退職手当債	800	—	—	643	643	157	80.4%
補正予算債	14,547	64	72	188	324	14,223	2.2%
国の予算等貸付金債	(250)	(86)	(65)	(13)	(164)	(86)	65.6%
合計	136,922	37,841	80,100	16,329	134,271	2,651	98.1%
減収補填債	13,012	740	59	5,543	6,342	6,670	48.7%
特別減収対策債	—	—	—	84	84	—	—
猶予特例債	—	51	40	768	859	—	—
総計	(250)	(86)	(65)	(13)	(164)	(86)	65.6%
	149,934	38,633	80,199	22,725	141,557	9,321	94.4%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (2次協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	22	15	70	7	93	▲71	420.7%
公営住宅建設事業	14	—	14	—	14	▲0	101.4%
災害復旧事業	7	—	2	0	2	5	30.5%
一般補助施設等※※	—	15	54	7	75	—	—
一般単独事業	1	1	0	—	1	0	79.4%
公営企業債	2	—	3	0	3	▲1	146.7%
水道事業	1	—	2	—	2	▲1	230.7%
下水道事業	1	—	0	0	1	0	62.6%
国の予算等貸付金債	(2)	—	—	(0)	(0)	(2)	—
総計	(2)	—	—	(0)	(0)	(2)	—
	24	15	73	7	95	▲71	397.8%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (2次協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
1 通常収支分	(250)	(86)	(65)	(13)	(164)	(86)	
	149,934	38,633	80,199	22,725	141,557	9,321	94.4%
2 東日本大震災分	(2)	—	—	(0)	(0)	(2)	
	24	15	73	7	95	▲71	397.8%
合計	(252)	(86)	(65)	(13)	(164)	(88)	65.1%
	149,958	38,649	80,272	22,732	141,652	9,249	94.5%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。